

全国段ボール工業組合連合会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和6年2月15日

全国段ボール工業組合連合会

1. 令和5年度フォローアップ調査結果(概要)

調査期間	令和5年11月10日～11月30日
調査企業	全段連の会員(段ボール工業組合)の 組合員企業129社を対象
回答企業	86社(前年度80社)
回答率	66.7%(前年度61.1%)

1. 令和5年度フォローアップ調査結果（概要）

概観

- ✓ 当連合会の組合員企業（以下、組合員）は129社で、この内、資本金が3億円以下の組合員は108社で84%を占める。今回の調査に回答した組合員86社についても約8割（資本金3億円以下で79%、従業員300人以下で85%）が中小企業に相当する。
- ✓ 調査内容を見ると、最大の仕入先については、同業種が大きなウエイトを占めている64社（74%）。また、販売先については、同業種が36社、食品製造業が22社となっており、販売先の資本金については大手企業（資本金3億円超）は66.7%となっている。段ボールはあらゆる産業で使用されており、特に受注側の立場において下請取引の対象となる場合が多い。
- ✓ 発注側の立場と受注側の立場での同じ質問に対する回答を比較すると、特に取引条件（手形サイト）や型取引の項目において、発注側の立場では大手仕入先に押し切られ、受注側の立場では大手販売先との交渉が難航している状況が浮き彫りになっている。
- ✓ 支払条件については、発注側の立場では半数が現金払い（52%）、受注側の立場では現金払いは半数以下（34%）と発注側と受注側での立場の違いによる差が見られる。また発注側の立場における手形等のサイトが「90日超120日以内」が約5割（16社、48%）を占めていることから、いまだ長期の手形サイトでの支払いがあるので、政策決定や振興基準の内容を周知し、約束手形の利用廃止と支払いサイトの短縮を促進していくことが重要となる。
- ✓ 知的財産の保護については、発注側の立場、受注側の立場ともに該当取引は少ないが、受注側で「知的財産権等を有しているか分からない」との回答が22社（27%）あり、知らずに侵害している可能性があるため内容確認が必要。
- ✓ 型取引の適正化については、「型代金又は型製作費の早期の支払い」ウエイトは比較的高いが、「保管費用」や「廃棄費用」の支払いについては、「型製作時」の3分の2程度に留まっており、保管費用や廃棄費用の負担への取組みが課題となっている。

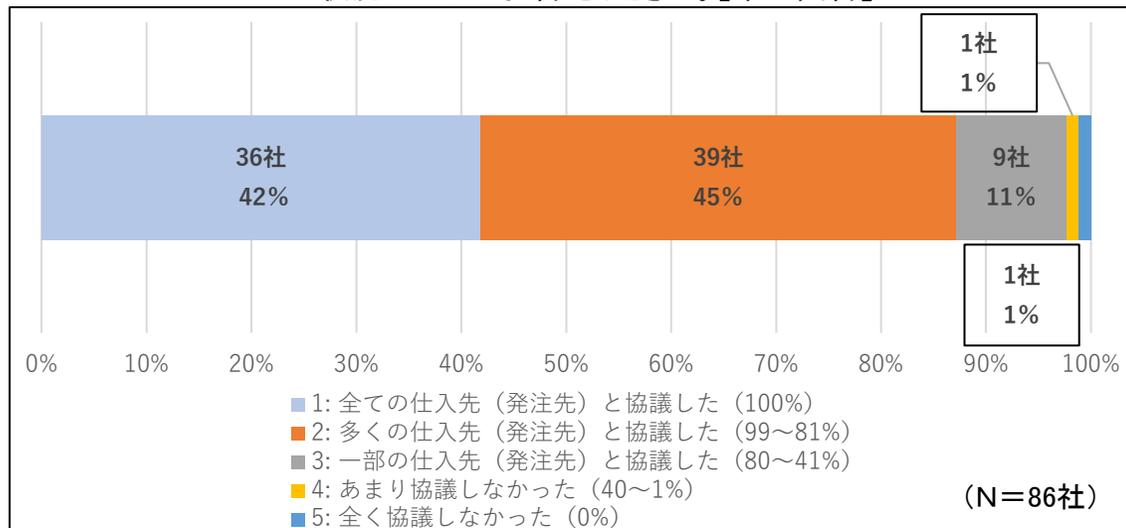
2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析 【対象: BtoB取引の中小企業】

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施:発注側)【徹底プラン対象:1, 取引対価について】

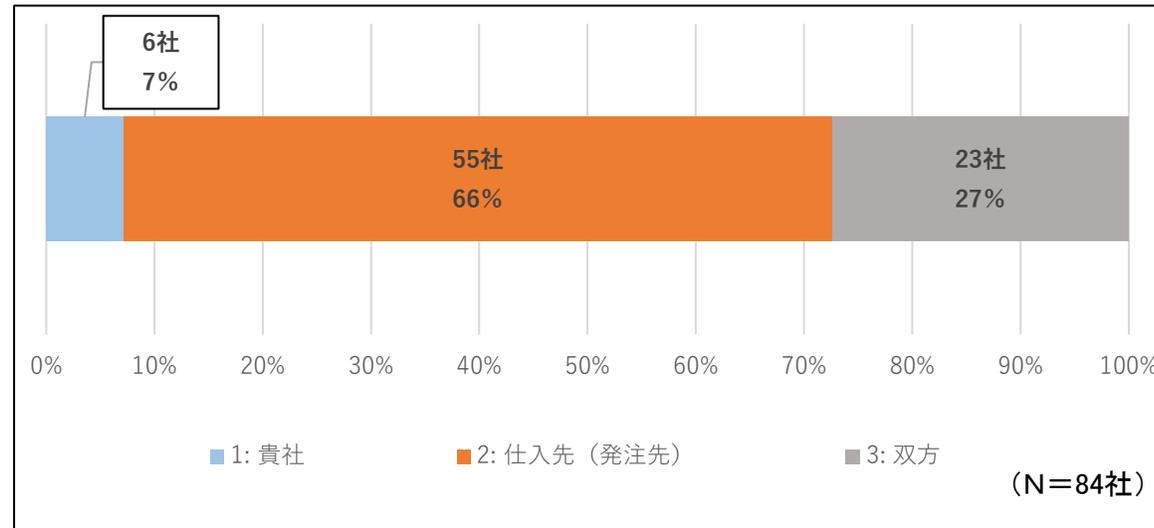
【分析結果・今後の課題】

- 中小企業との2023年度に適用する価格の決定・改定については、「理解を得られるように十分な協議を全ての仕入先と実施した」、「多くの仕入先と協議した」、「一部の仕入先と協議した」を回答した比率は98%で殆どの組合員が協議を実施している。
- 仕入先と「あまり協議をしなかった」「全く協議をしなかった」と回答した2社の内、1社はグループ会社からの原紙購入している組合員企業、もう1社は仕入先の原紙メーカーの事情を十分理解しているので協議をすることなく受け入れた組合員企業であり、問題は無いと考えている。
- 協議を実施した組合員の内、協議の申し入れは発注側からは7%、仕入先からは66%、双方からは27%が申し入れを行った。

【設問と回答】 発注側3 2023年度に適用する単価の決定・改定を行うにあたり、取引を行う仕入先(発注先)から理解を得るような十分な協議の実施状況についてお答えください。【単一回答】



発注側4 発注側3で「1:全ての仕入先と協議した」、「2:多くの仕入先と協議した」、「3:一部の仕入先と協議した」と回答した方について、協議は貴社と仕入先のどちらから申し入れたか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 2023年の調査結果において、協議の申し入れが自社から6社、相手から55社となっており、自社から申し入れる事が徹底プランの「可能な限り実施する事項」としていることを再度周知徹底する。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施:受注側)【対象:最大の取引先】

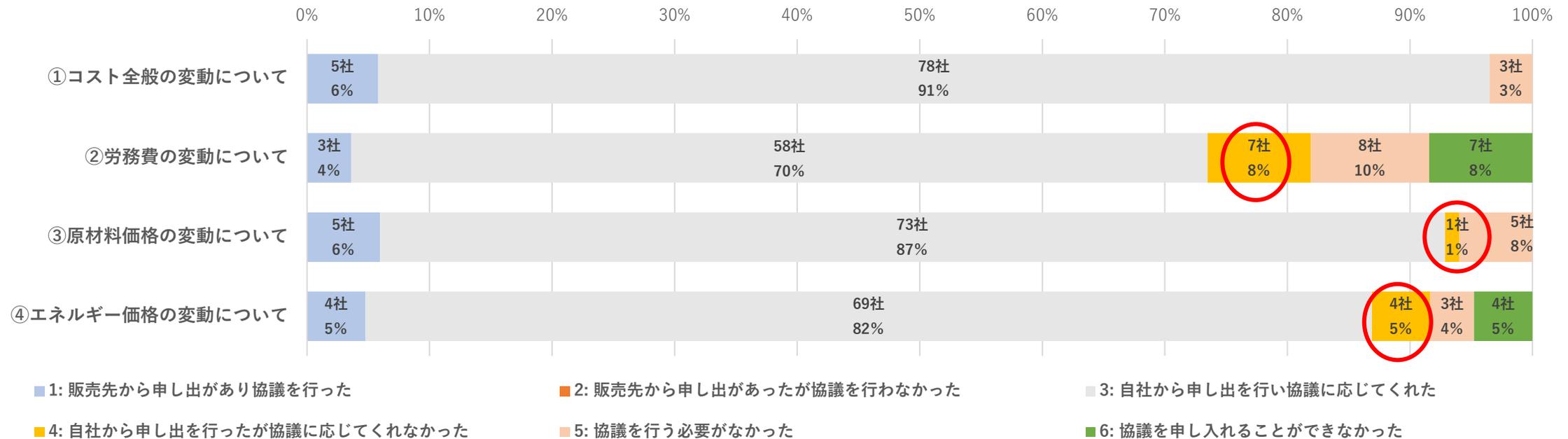
【分析結果・今後の課題】

- 変動コスト全般の変動について協議に応じてくれなかった取引先は無かったが、部門別にみると労務費(7社:8%)、原材料価格(1社:1%)、エネルギー価格(4社:5%)が協議に応じてくれなかった。

【設問と回答】

受注側4

2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 労務費、エネルギーコストの反映が少ないことを分析資料を通じて周知し、組合員の自覚を促す。

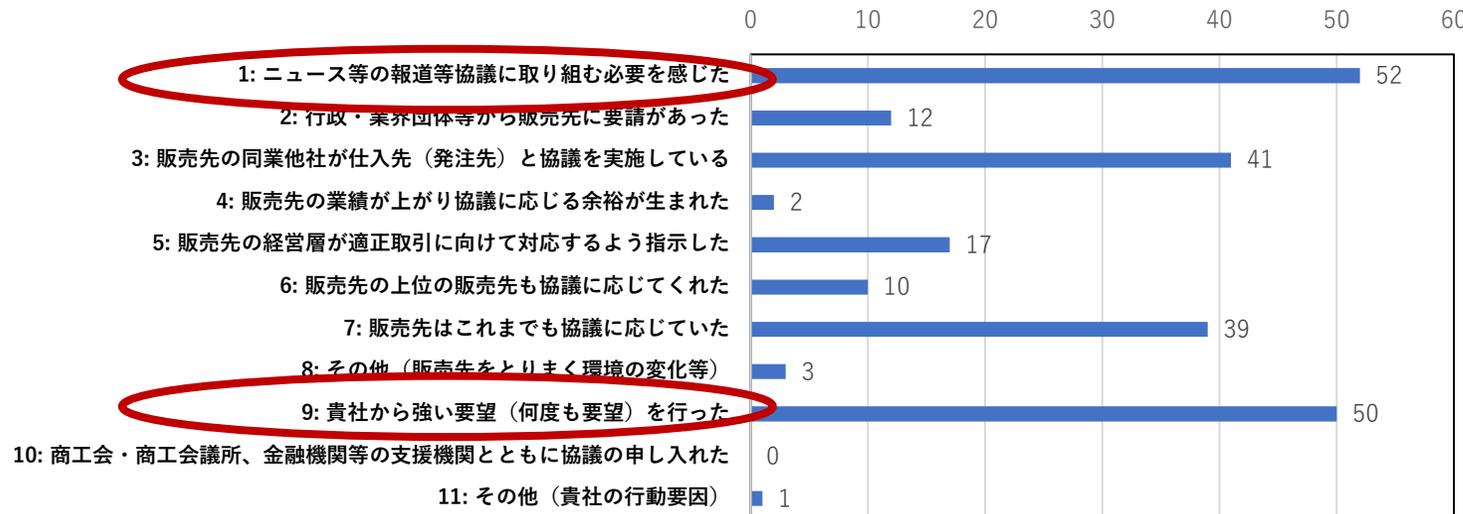
2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施:受注側) 【対象:最大の取引先】

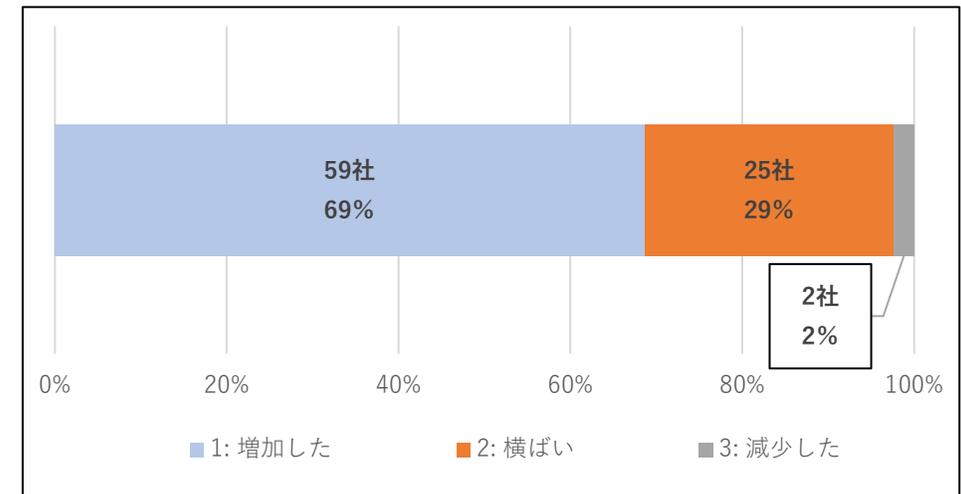
【分析結果・今後の課題】

- 受注側の立場で得意先が協議に応じてくれた要因(理由)として、⑨自社からの要望による(50社)も大きい、①ニュース等の報道が影響した(52社)も大きな要因になっていると思われる。(受注側設問 5)
- 協議の頻度は増加している。(受注側設問 7)
- 自社からの要請も重要だが、ニュース等の影響も大きいので政府としても継続して情報の発信を続けてほしい。

【設問と回答】 受注側5
 受注側4で「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と1項目でも回答した方にお伺いします。販売先が協議に応じてくれた理由は何だと思いませんか 【複数回答】



受注側7
 2021年以前と比較して、直近1年間では、販売先との価格改定に関する協議の頻度はどのように変化しましたか。 【単一回答】



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(単価の価格・決定の反映:発注側、受注側)

【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

- 最大の取引先のコスト全般の価格反映について、「全て反映した」、「概ね反映した」との回答は発注側で78社(90%)、受注側で54社(63%)、労務費の反映は発注側で65社(79%)、受注側で30社(36%)、原材料費の反映は発注側で80社(93%)、受注側で70社(81%)、エネルギーコストの反映は発注側で68社(79%)、受注側で35社(41%)となり、受注側での労務費、エネルギーコストの反映が不足している。
- カテゴリごとの反映状況では、発注側のエネルギーで3社(4%)、受注側の労務費で5社(6%)、原材料価格で1社(1%)、エネルギーコストで2社(2%)が反映されなかった。
- 各コストの反映について、発注側と受注側では差異が見られるので、分析資料を通じて、組合員企業への啓蒙活動を続けていく。

【設問と回答】

【発注側】

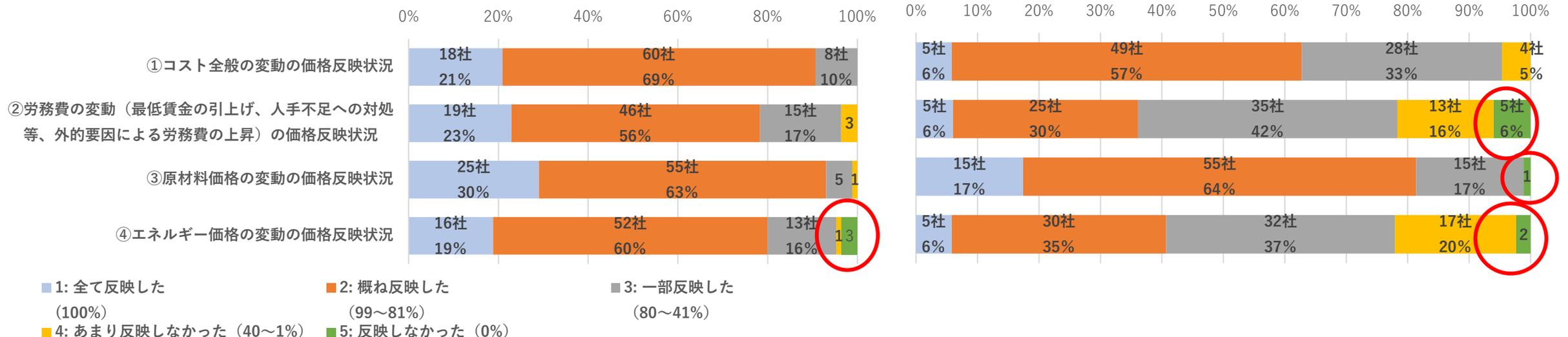
発注側9

2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先の各コスト増加分をどの程度は反映できましたか。【単一回答】

【受注側】

受注側8

2023年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各コストの反映状況をお答えください。【単一回答】



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

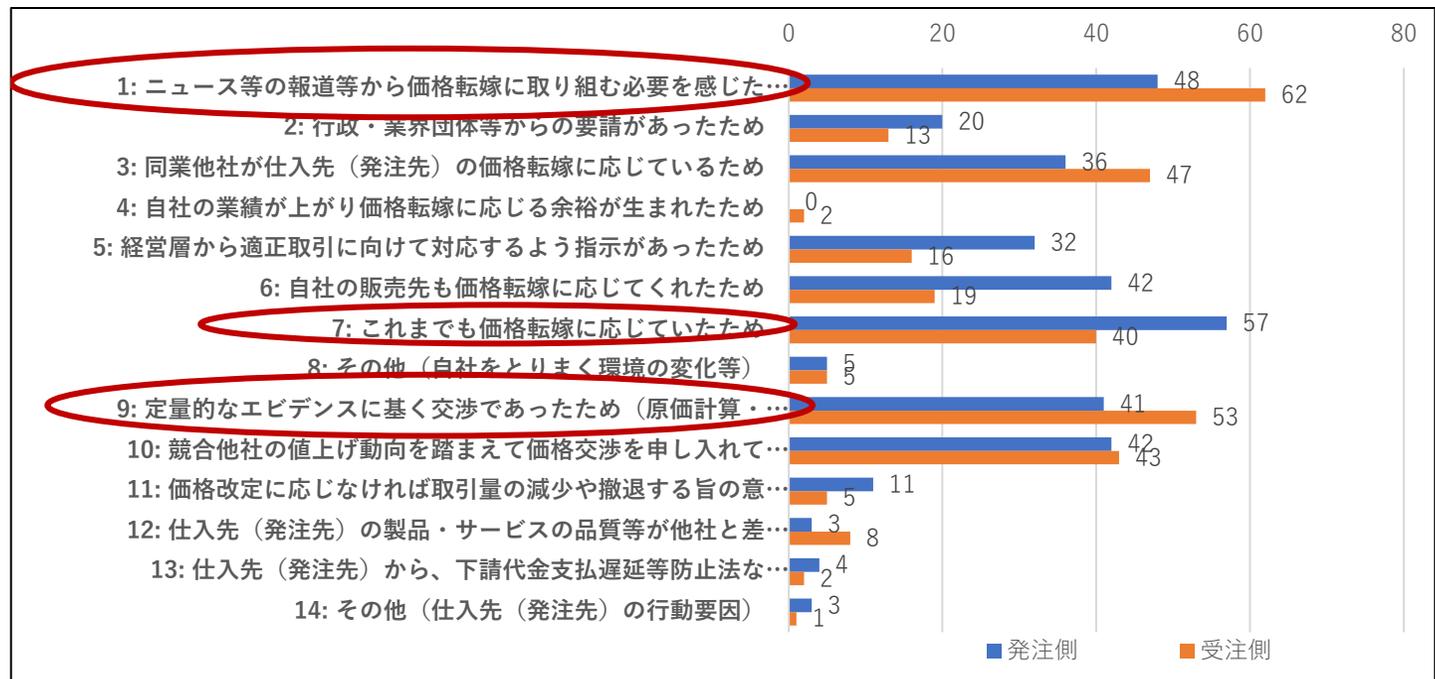
重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施:発注側、受注側) 【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

- 発注側は「7、これまでも価格転嫁に応じていたため」が57社、次いで「1、ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要性を感じたため」が48社となり、価格決定、改訂についてはニュース等の影響も大きいことが考えられる。
- 受注側は「1、ニュース等の報道等から価格転嫁に取り組む必要性を感じたため」が62社、次いで「9、定量的なエビデンスに基づいて交渉したため」が53社となっており、報道等の影響も大きいですが、原価計算や価格変動明細を提示する事の重要性が効果を得たと考えられる。
- 価格交渉促進月間の設定で価格の交渉は行いやすくなっていると思われる。

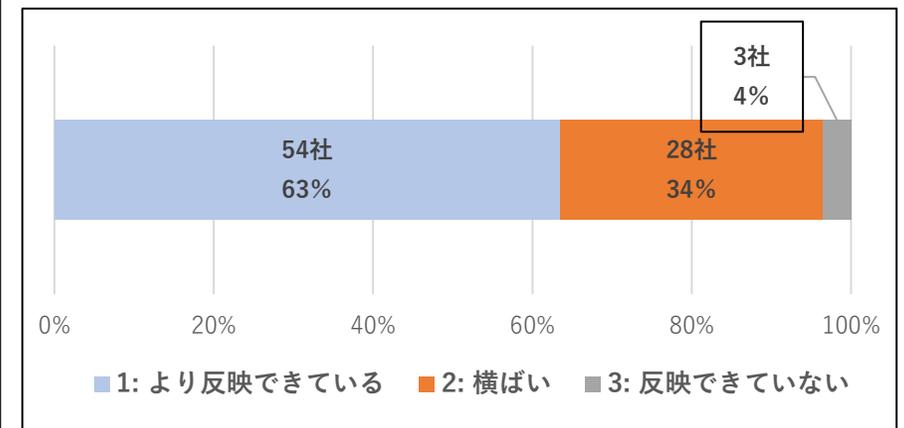
【設問と回答】

発注側11 受注側9、受注側8で取引金額が最も大きい取引先の2023年度に適用する単価の決定、改訂にあたり、「全て反映された」、「概ね反映された」、「一部反映された」を1項目でも回答した方への質問で反映された理由は何ですか。【複数回答】



発注側13

2021年以前(価格交渉促進月間以前)と比較して、直近1年間では、各変動コストの反映状況はどのように変化しましたか【単一回答】



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

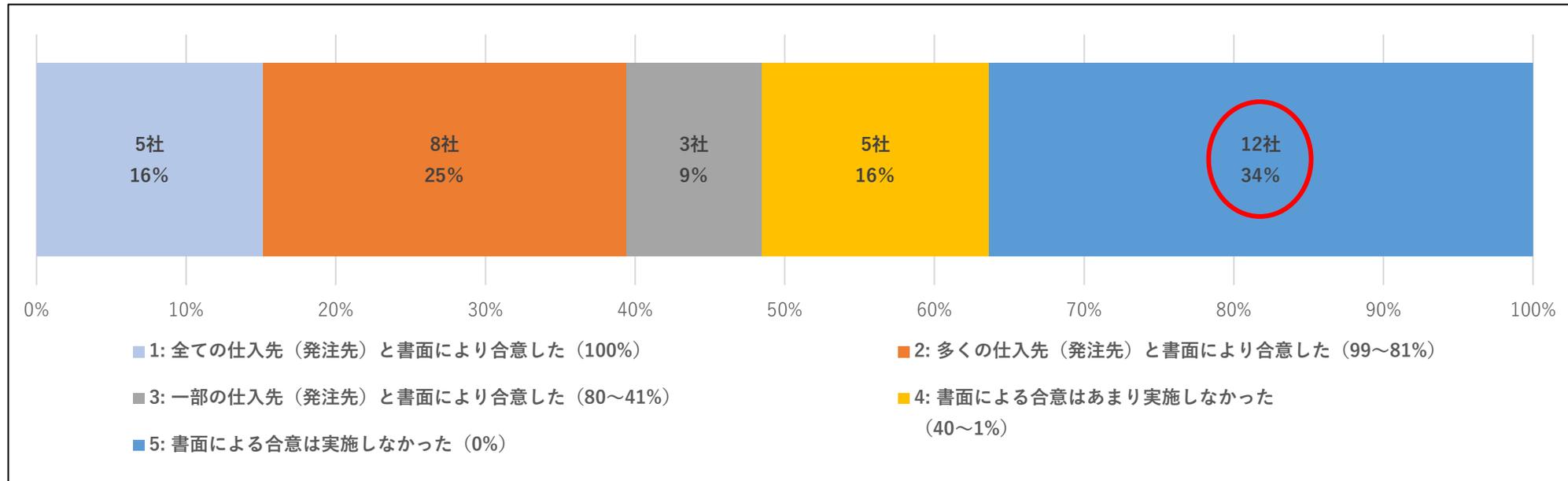
重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施:発注側、受注側) 【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

- 「書面による合意は実施しなかった」との回答が12社(34%)あった。分析資料を通じて組合員企業に啓蒙活動を続けていく。

【設問と回答】

発注側15 原価低減要請を実施した場合、仕入先と十分に協議し、書面により合意したかの状況をお答えください。【単一回答】



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

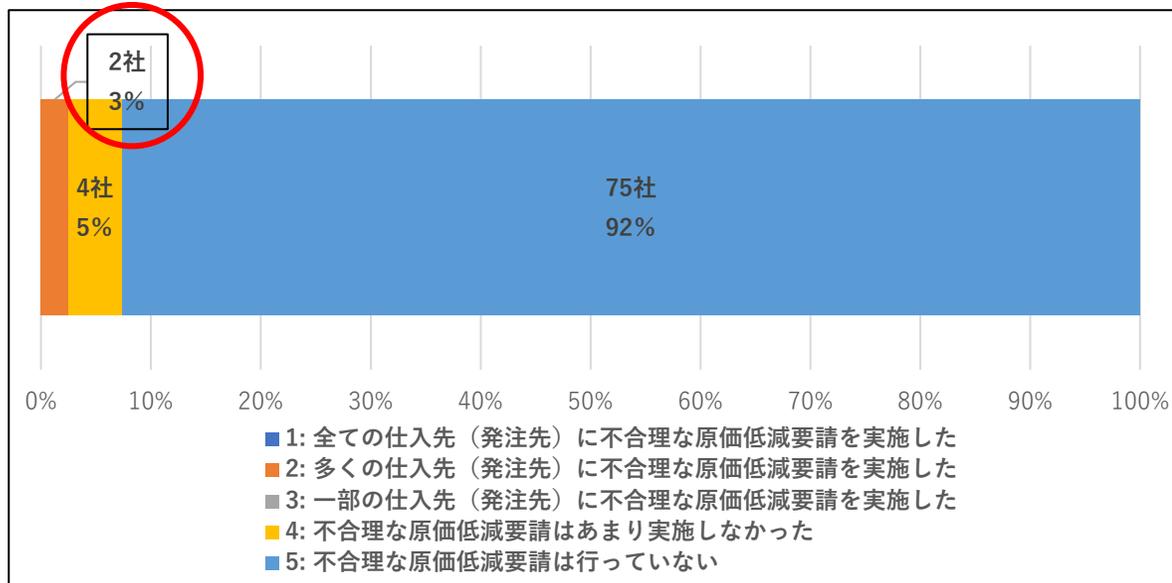
重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定の推進(十分な協議の実施:発注側、受注側) 【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

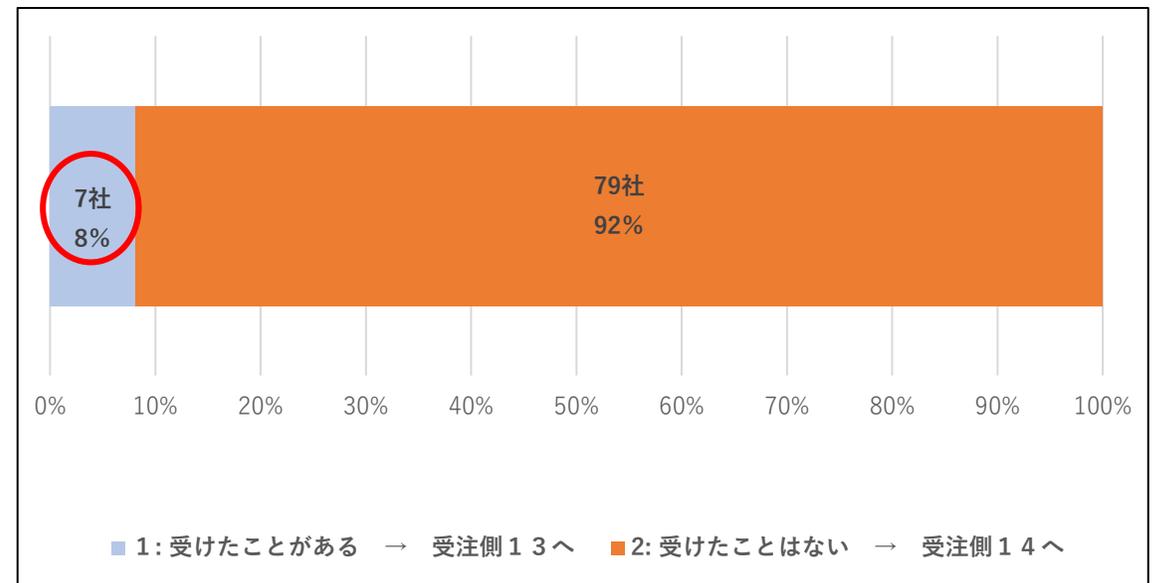
- 発注側では多くの仕入先に不合理な原価低減要請を行った組合員企業が2社(3%)あった。受注側では10%近い(7社、8%)取引先より不合理な原価低減要請を受けた。

【設問と回答】

発注側16 直近1年間の仕入先に対する不合理な原価低減要請の実施状況をお答えください。【単一回答】



受注側12 直近1年間で販売先から不合理な原価低減要請を受けたことがありますか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 分析結果を通じて不合理な原価低減要請を行わないように啓蒙活動を行う。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

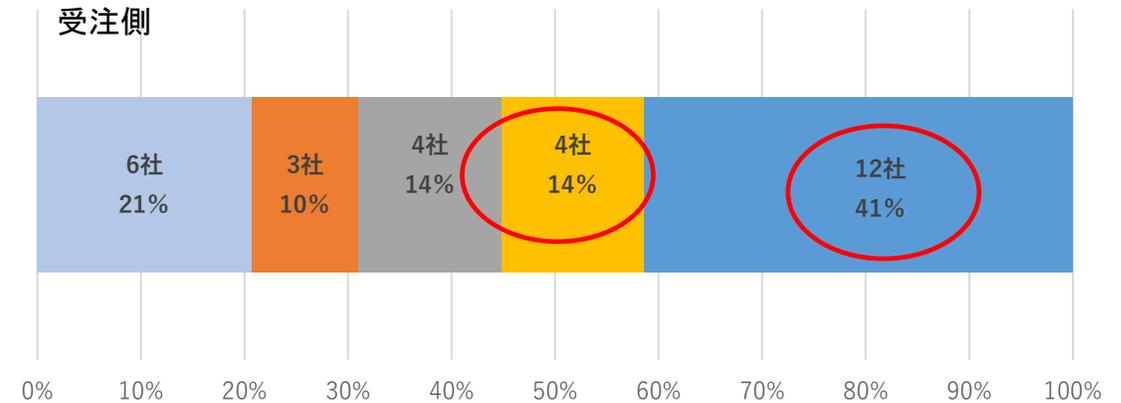
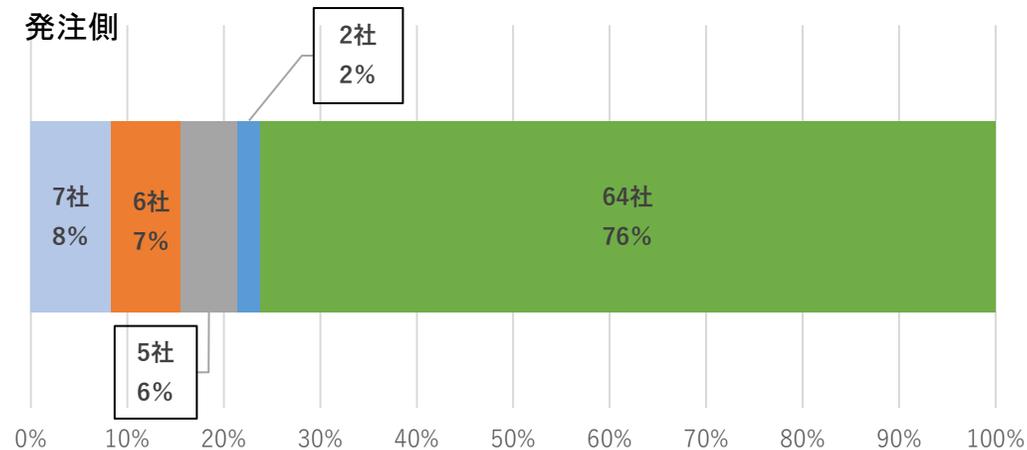
重点課題に対する取組 ②短納期発注について【徹底プラン対象:2、短納期発注について】【対象:BtoB取引の中小企業】

【分析結果・今後の課題】

- 発注側は「6、短納期発注や仕様変更などは行っていない」が64社(76%)を占め、負担しなかった2社(2%)以外は負担した、もしくは短納期発注や急な仕様変更は行っていない。負担しなかった2社はグループ間の発注だった。
- 受注側は「4、あまり負担しなかった」が4社(14%)、「5、負担しなかった」が12社(41%)あり、今後も継続して交渉する必要性が残る。

【設問と回答】

発注側31、受注側26 直近1年間で、働き方改革に関する対応で、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況を回答ください。【単一回答】



■ 1, 全ての得意先について適正コストを負担した(100%) ■ 2, 多くの得意先について適正コストを負担した(99~81%) ■ 3, 一部を得意先について負担した(80~41%) ■ 4, 適正コストの負担はあまりしなかった ■ 5, 適正コストは全くしなかった ■ 6, 短納期発注や仕様変更などは行っていない(発注側だけの回答)

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払い条件について 【徹底プラン対象:3, 支払い条件について】 【対象:最大の取引先】

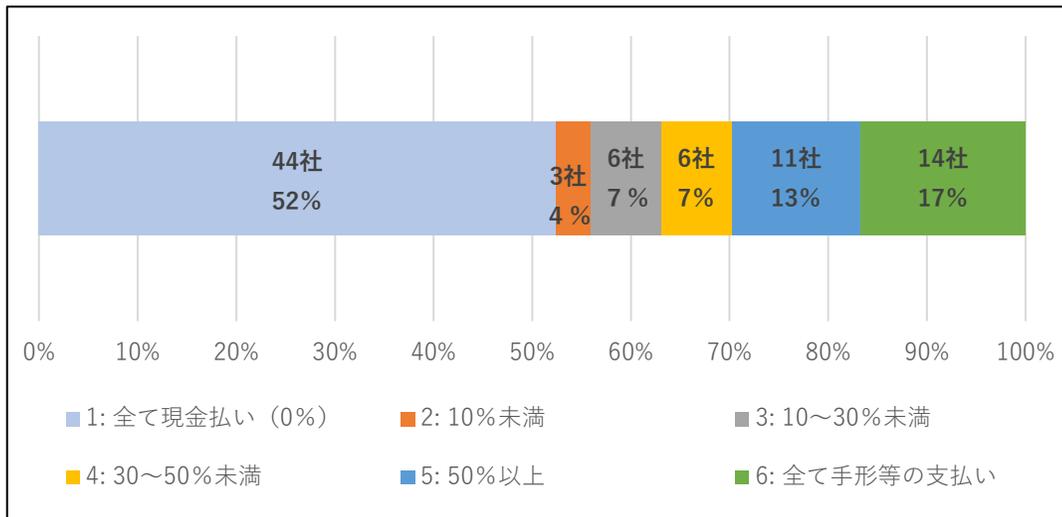
【分析結果・今後の課題】

- 発注側は「1, 全て現金払い」が44社(52%)と半数を超えるが、受注側では「1, 全て現金払い」は28社(34%)に留まる。
- 発注側、受注側共に「6, 全て手形等の支払い」が発注側で14社(17%)、受注側で12社(16%)と一定数あり、2026年の手形廃止に向け、啓蒙する必要がある。

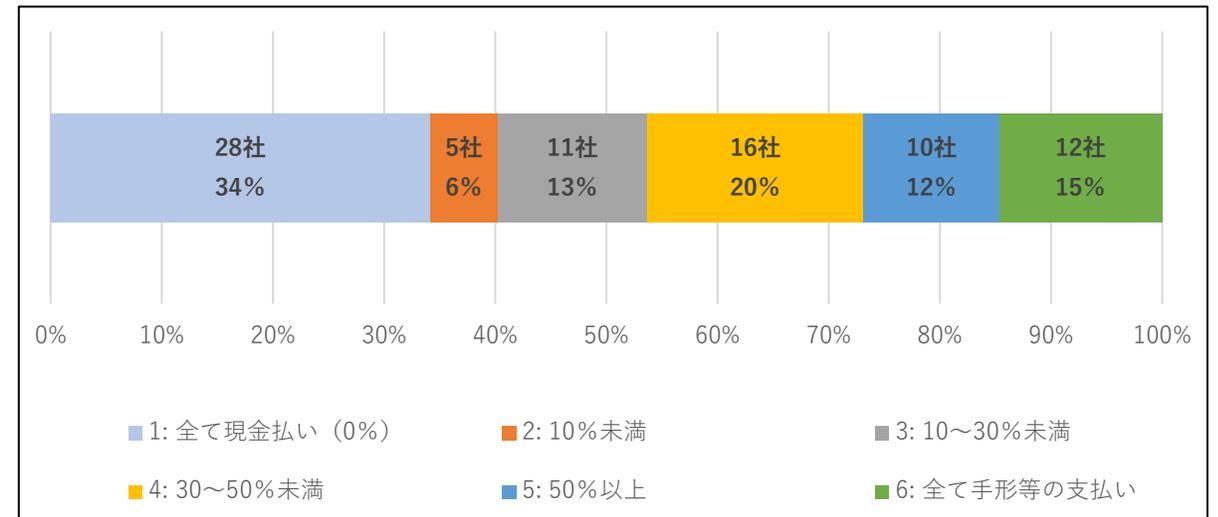
【設問と回答】

発注側22、受注側17 直近1年間の取引金額が最も大きい取引で下請代金を手形等で支払っている場合、その割合を回答ください。 【単一回答】

発注側



受注側



【課題を踏まえた今後のアクション】

- アンケートで手形払いの回答があった組合員企業に対しては各段工から手形廃止の取り組みを促す通知を行う。
- 分析結果を通じて啓蒙活動を行う。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

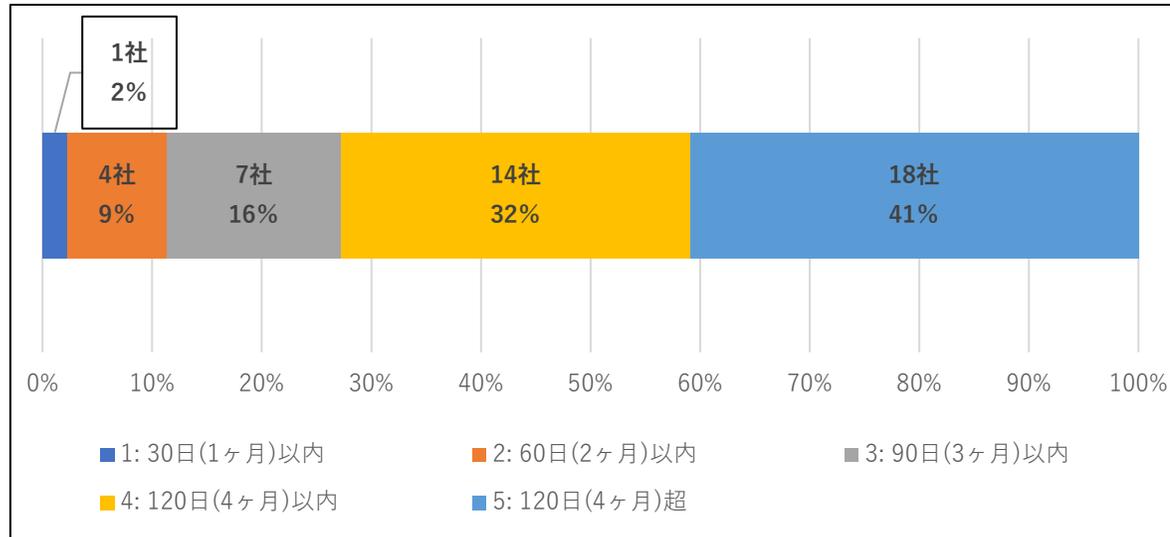
重点課題に対する取組 ③支払い条件について 【徹底プラン対象:3, 支払い条件について】 【対象:最大の取引先】

【分析結果・今後の課題】

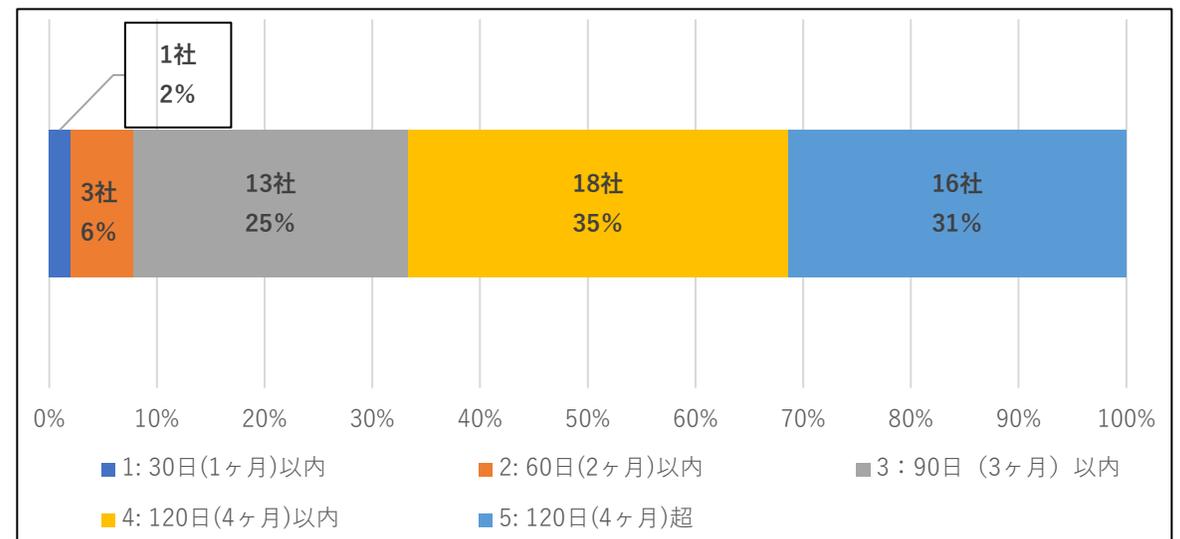
- 120日超の手形で支払っている取引が発注側で18社(41%)、受注側で16社(31%)ある。

発注側23、受注側19 「全て現金支払い」以外を回答した方で直近1年間で取引金額が最も大きい得意先との取引について、下請代金を手形等で支払っている場合のサイトはどれくらいですか。 【単一回答】

発注側



受注側



【課題を踏まえた今後のアクション】

- アンケートで手形払いの回答があった組合員企業に対しては各段工から手形廃止の取り組みを促す通知を行う。
- 分析結果を通じて啓蒙活動を行う。

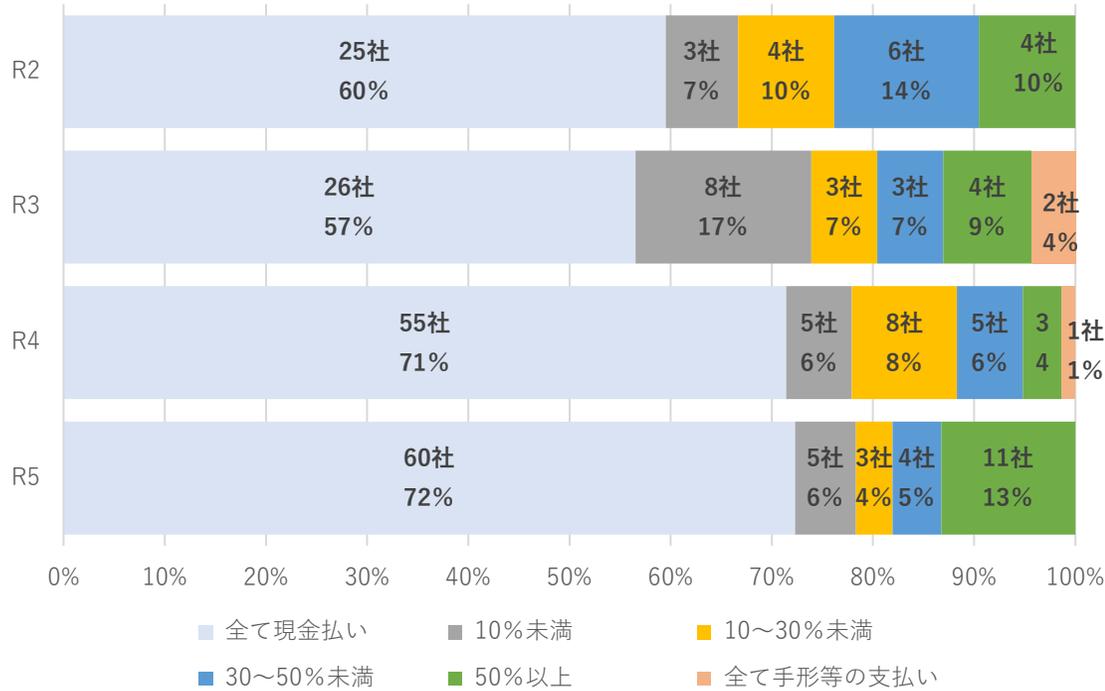
2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払い条件について 【徹底プラン対象:3, 支払い条件について】 【対象:下請法の対象となる取引先】

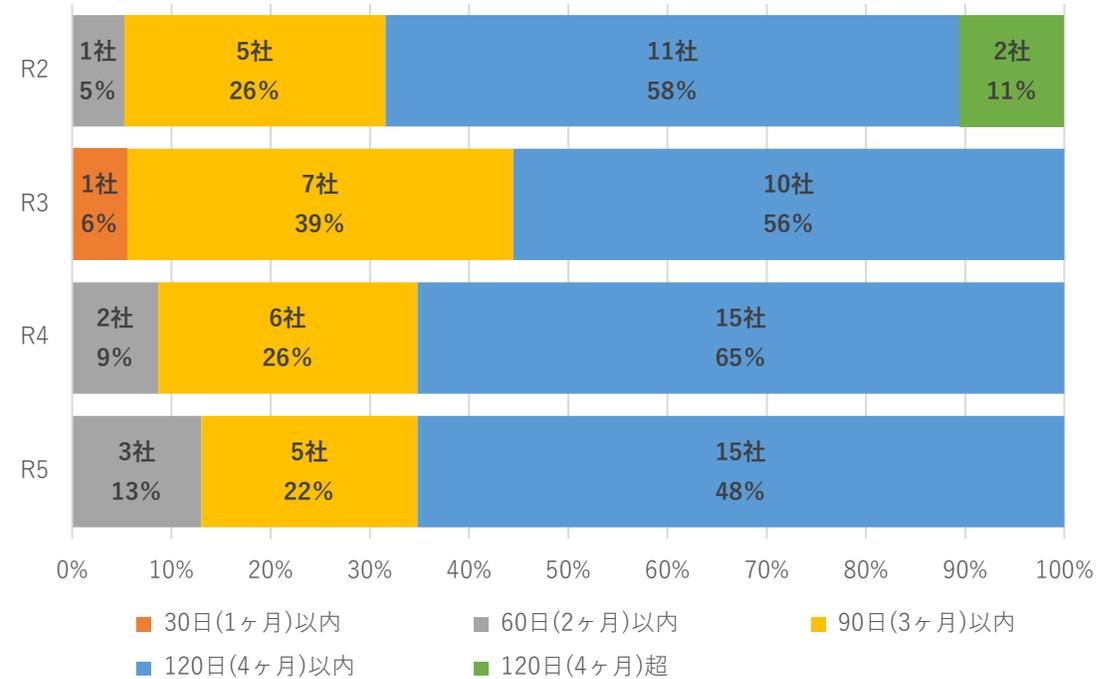
【分析結果・今後の課題】

- 令和5年度では、下請代金の支払いで「全て現金払い」は前年(R4)に対し微増(+5社、1%)、全て手形での支払いは無くなった(R4年1社)。
- 手形での支払いを行っている組合員企業が24社あるので、2026年の手形廃止に向け啓蒙活動を継続していく。

発注側-追加① 下請代金を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。【単一回答】



発注側-追加② 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- アンケートで手形払いの回答があった組合員企業に対しては各段工から手形廃止の取り組みを促す通知を行う。
- 徹底プランを周知して、啓蒙活動をする。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④知的財産の保護 【対象:取引先全般】

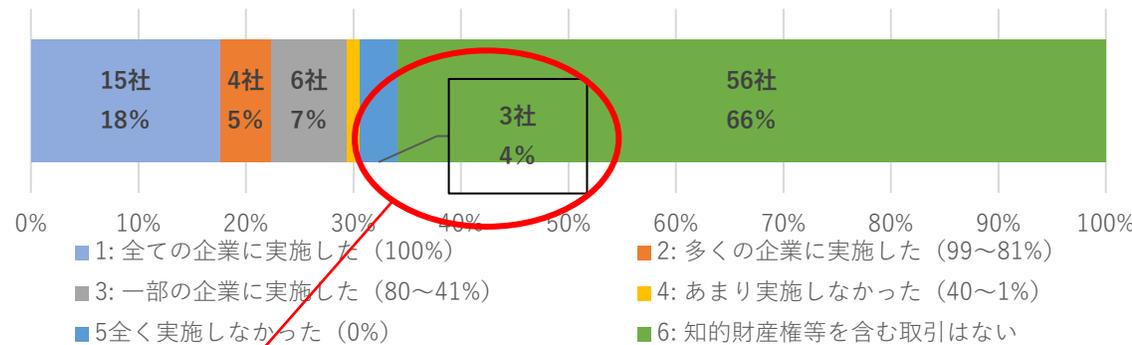
【分析結果・今後の課題】

- 知的財産の保護に関しては、発注側、受注側ともに該当する取引や所有する知的財産がない比率が最も高いが、発注側の立場では知的財産保護の取組みを実施していないとの回答が3社(4%)、受注側の立場では知的財産権を有しているかが分からないとの回答が22社(27%)と存在している。
- 発注側、受注側共に実施していない(受注側では実施予定、未実施)と回答した販売先の理由として「実施する必要性を感じない」がある。

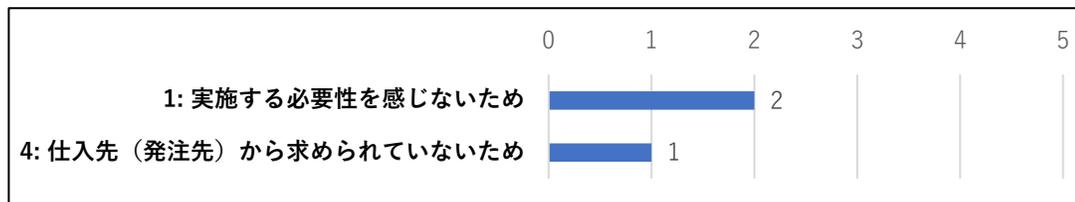
【設問と回答】

【発注側】

発注側28 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するために、仕入先に対して知財提供の強制・無断使用、対価の否定、一方的に不利な契約、不当な知財の帰属、知財の流失等を行わない取組みを実施しましたか。【単一回答】

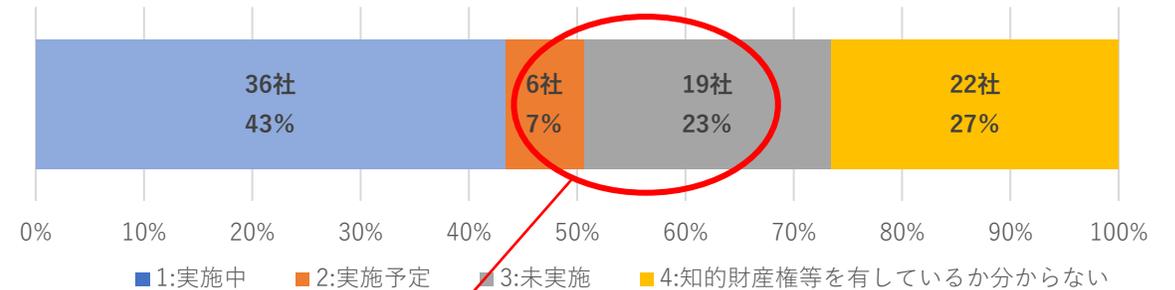


発注側29 発注側28で「4あまり:実施していない」と「5, 全く実施しなかった」を回答した方にお伺いします。実施していない理由をお答えください。【複数回答可】

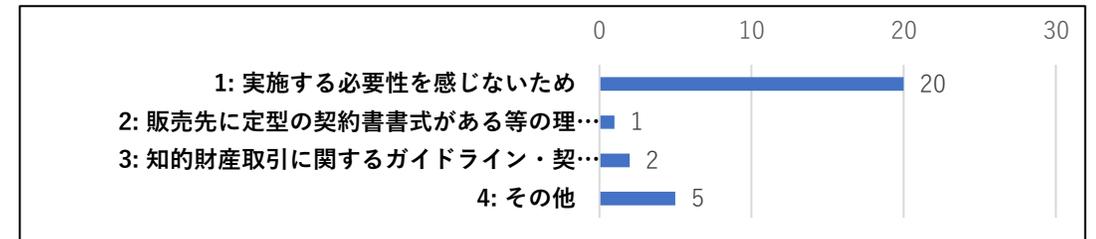


【受注側】

受注側22 自己の保有する知的財産権等について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか？ 【単一回答】



受注側23 受注側22において、「2:実施予定」「3:未実施」と回答した方にお尋ねします。実施していない理由をお答えください。【複数回答可】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 知的財産の保護は、「未来志向型の取引慣行に向けて」で重点課題に挙げられており、自主行動計画にも織り込まれていることを、分析資料を通じて改めて周知する。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

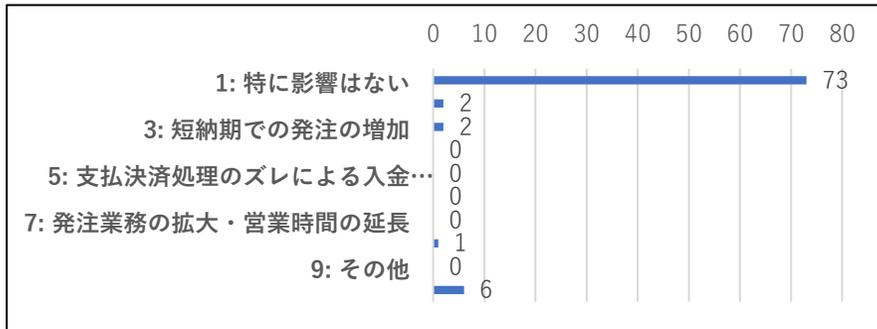
重点課題に対する取組 ⑤働き方改革への対応 【徹底プラン対象:4, 働き方改革について】

【対象:発注側=BtoB取引の中小企業、受注側=取引先全般】

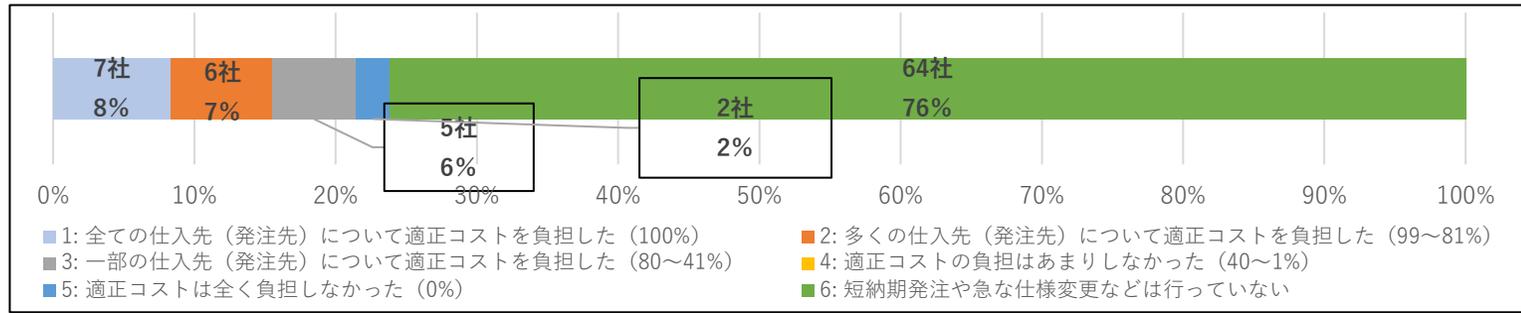
【分析結果・今後の課題】

- 働き方改革に関する対応については発注側、受注側共に「特に影響は無い」が大多数を占めているが、納期変更や急な仕様変更を行った時の対応では発注側は概ね適正なコストを支払っているが、受注側では半数以上(16社、55%)が適正なコストを負担してもらえなかった。

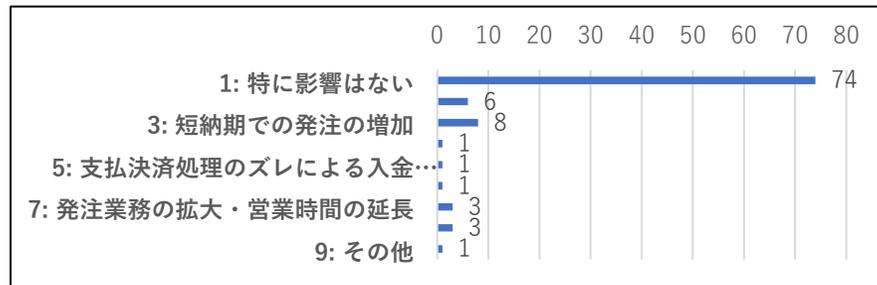
発注側30 貴社とBtoB取引のある中小企業との取引を念頭に貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先に対しどのような影響がありましたか。【単一回答】



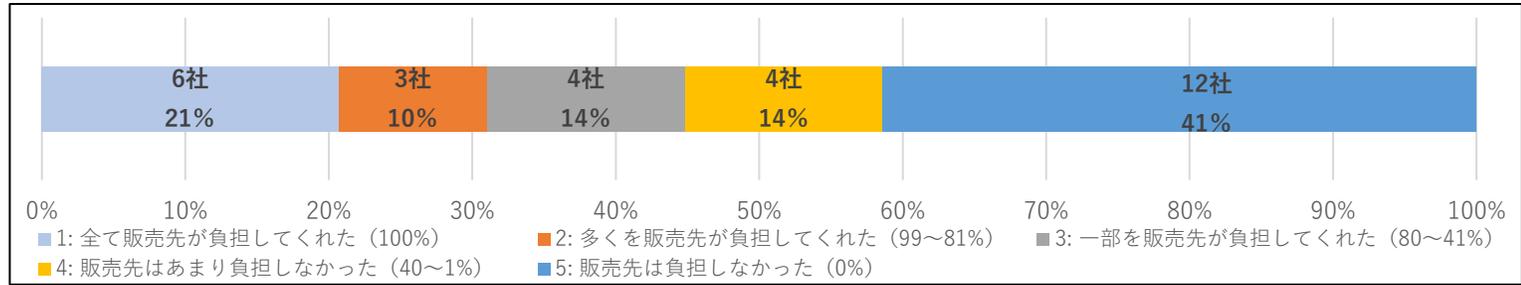
発注側31 直近1年間で、働き方改革に関する対応で短納期や急な仕様変更を行った場合に適正なコストを負担した状況をお答えください。【単一回答】



受注側25 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関された対応の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。【単一回答】



受注側26 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応で短納期や急な仕様変更を行った場合に適正なコストを負担してもらいましたか。【単一回答】



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 働き方改革への対応が徹底プランに織り込まれていることを、分析資料を通じて改めて周知する。

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥型管理の適正化

【対象：取引先全般】

【分析結果・今後の課題】

- 型管理の改善の取組みは、発注側の立場と受注側の立場では実施状況で差異が見られる。
- 項目別では「全ての企業に実施した」「多くの企業の実施した」の割合では書面での取引条件の明確化では、発注側で42社(56%)に対し、受注側で32社(40%)、早期の支払いでは発注側が60社(82%)に対し、受注側で46社(61%)、保管費用の支払いでは、発注側が36社(49%)に対し、受注側で19社(25%)、廃棄費用の支払いに対しては、発注側で41社(43%)、受注側で15社(19%)となっており、受注側での負担が多いことが分かる。
- 書面等での費用の明確化を図ると共に保管費用、不要型の廃棄費用についても得意先に要請を行うことが課題となる。

【設問と回答】

発注側32

【発注側】

直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

①書面等による取引条件の明確化



②型代金又は型製作費の早期の支払い



③量産終了後の型の保管費用の支払い



④不要な型の廃棄費用の支払い



- 1: 全ての企業に実施した (100%)
- 2: 多くの企業に実施した (99~81%)
- 3: 一部の企業に実施した (80~41%)
- 4: あまり実施しなかった (40~1%)
- 5: 実施しなかった (0%)

受注側27

【受注側】

直近1年間で、型管理における適正化や改善への取組は実施できましたか。【各項目単一回答】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

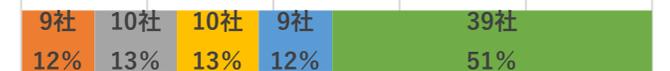
①書面等による取引条件の明確化



②型代金又は型製作費の早期の支払い



③量産終了後の型の保管費用の支払い



④不要な型の廃棄費用の支払い



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 取引条件の明確化は多くの組合員企業で進んでいるが、明確化を実施しなかった組合員企業が17社ある、更なる周知徹底を図り未実施企業数を削減する。
- 量産終了型の保管費や不要型の廃棄費については30%程度の組合員企業が実施出来ていない。自主行動計画を更に周知し、組合員の自覚を促す。
- 上記を徹底する為、法務委員会より全組合員向けに要請文を発信する。

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 手形サイトの短縮
今回の調査において下請振興法の振興基準や自主行動計画で定めた内容が徹底できていない企業が、複数社存在する事が判明したので、2026年の手形廃止に向け組合員企業へ周知徹底を行う。
- ・ 自主行動計画徹底プランの実行に向けた取組
理事会を通じ、組合員企業への自主行動計画徹底プランの周知徹底を図る。
- ・ 価格交渉促進月間の周知
2021年9月から実施されている価格交渉促進月間を適宜周知し、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果を基に啓蒙活動を行う。
- ・ パートナーシップ構築宣言の促進
各段ボール工業組合の理事会を通じて、未宣言企業に宣言を促す。

4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・会員企業数：129社（うち、資本金3億円超の大企業21社）
- ・宣言企業数：64社（うち、資本金3億円超の大企業17社）
- ・会員企業に占める宣言企業の割合：49.6%
- ・資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：81.0%

【今後の取組】

今後、宣言企業数を増加させていくために宣言企業数の管理をして、各段ボール工業組合の理事会での働きかけを行う。

5. これまでの取組（普及活動等）

◆ 価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果報告	（令和5年1月）
◆ 他産業との比較分析の実施及び分析資料の配布	（令和5年1月）
◆ 約束手形の利用廃止に向けた政策スケジュールおよび説明資料の配布	（令和5年4月）
◆ 自主行動計画の改定と徹底プランの策定説明資料の配布	（令和5年7月）
◆ 自主行動計画フォローアップ調査における設問主旨の解説添付	（令和5年11月）
◆ 理事会において、フォローアップ調査の回答率、及びパートナーシップ構築宣言企業数を共有し、取組みを促進	（令和5年12月）
◆ 理事会において、フォローアップ調査結果の中政審での発表内容を検討し決定	（令和6年1月）